

九戸村物価高騰対策賃上げ支援 補助金のお知らせ

九戸村では、1時間当たり60円以上の賃上げを行った中小企業等を対象に
従業員1人当たり3万円（上限50人分）を支給します。

○支援金の支給額

従業員1人当たり3万円、上限50人分

※令和7年10月1日から令和7年12月1日までの間に、時給971円未満の従業員の賃金を
時給1,031円以上に引き上げた場合は、1万円加算する。

○支給対象者

村内の事業者を有する中小企業等

※個人事業主等（従業員を常時1人以上雇用しているものに限る）も含む。

（詳しくは様式第2号誓約書兼同意書の内容をご確認ください）

○支給要件

①賃上げの対象時期

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

②賃上げ対象従業員

村内事業所に勤務し、週所定労働時間20時間以上である者

③賃上げ額

- ・対象期間において、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して1時間当たり60円以上
引き上げていること。
- ・1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。
- ・引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。

④その他

申請時点において、事業所内の全ての労働者の1時間当たりの賃金が最低賃金を上回っていること。

○申請期限

令和8年12月28日（月） ※予算に達し次第、受付終了となります。

【問い合わせ・申請先】

九戸村 村づくり推進課 交流発信係 TEL：0195-43-3272

※申請様式は九戸村ホームページからダウンロードできます。